

# 是川奨学資金給付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、財団法人是川奨学財団定款（以下単に「定款」という。）  
第3条の規定により、定款第4条第1号「社会福祉施設の入居者に対する奨学金  
給付等」及び第2号「交通遺児等に対する奨学金の給付等」に必要な事項を定める。

(給 付 対 象)

第2条

1. 社会福祉施設入所者等

(1) 高等学校奨学資金給付対象者にあつては、児童福祉法第41条に規定する養護施設  
並びに同法第43条5に規定する児童心理治療施設に在籍する児童や里親委託児童で  
あつて、私立学校法に規定する私立の高等学校に進学する者及び文部科学大臣指定専  
修学校高等課程に進学する者の内、是川奨学財団給付対象者選考委員会（以下「選考  
委員会」という。）が適当と認めた者を進学させる施設の長及び里親とする。

(2) 大学奨学資金給付対象者にあつては、申請時に前項施設に在籍する者及び里親委託  
児童であつて、学校教育法に規定する大学・短期大学及び専修学校（但し専門課程）  
及び選考委員会が特に認めた大学に進学する者のうち選考委員会が適当と認めた者と  
する。

2. 交通遺児等

学校教育法による高等学校・高等専門学校・短期大学・大学に在学する対象交通遺児（※）の  
学資負担者又は生徒本人で選考委員会が適当と認めた者。

（※）親等が自動車等事故により死亡、または自動車損害賠償保障法施行令の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなった者で、その生活の困窮程度が別表1のいずれかに該当する者をいう。

(給付額及び給付期間)

第3条 この奨学資金の交付金額（上限）は、別表2に定める。

2、給付期間は、大学、短期大学、高等学校及び専修学校（専門課程、高等課程）の最短卒業期間とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、委員11名～14名で構成し、委員は次の各号に掲げるものから理事長が委嘱する。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 大阪府福祉部及び大阪市こども青少年局子育て支援部及び奈良県福祉医療部こども・女性局の各々課長職にあるもの | 3名  |
| (2) 財団法人是川奨学財団の役員及び評議員                                   | 4名  |
| (3) 大阪府、大阪市社協事務局長  | 2名  |
| (4) 大阪府下及び奈良県下の養護施設の長                                    | 3名  |
| (5) 学識経験者  | 若干名 |

2、委員の互選により委員長を選任する。委員長は選考委員会の会務を総括する。

3、委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4、選考委員会は、委員長が召集し、委員の過半数をもって成立する。

5、選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6、委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(申請)

第5条 この奨学資金を受けようとする者は、第2条の1 或いは2に該当もしくは予定されている児童であつて、本奨学資金を受けなければ通学することが困難であると判断される者について、申請書を別に指定する日までに本財団に提出しなければならない。

2、申請者（施設長及び里親或いは保護者）は、児童の能力、意欲、将来性その他の条件を勘案し、真に進学させる必要があると判断したものに限るものとする。

(選考基準)

第6条 選考委員会は、次の各号に定める基準により選考する。

(1) 申請に係る児童が本奨学資金を受けなければ通学することが困難であると考えられること。

(2) 申請に係る児童が、当該者の能力、意欲、将来性その他の条件を勘案し、真に通学させる必要があると申請者が判断していること。

(採用と交付)

第7条 選考委員会は、申請書からの申請を審査し、採用の可否を決定する。

2. 申請に係る児童が申請する学校に合格（もしくは在学）し、入学手続きを完了（もしくは在学を確認）することを条件に交付を決定する。

（使 途）

第8条 この奨学資金は、次の費用に使用するものとする。

- (1) 入学一時金
- (2) 授業料
- (3) 通学経費（高校生のみ）
- (4) その他、選考委員会が児童の勉学上不可欠と認めた費用

（精 算）

第9条 申請者は、申請に係る児童（社会福祉施設入所者のみ）の各学年終了後、2ヵ月以内に奨学資金の使途を明確にしたうえで精算し、残余があれば本財団に返還しなければならない。

（努力義務）

第10条 申請者は、申請に係る児童（社会福祉施設入所者のみ）の勉学を督励すると共に当該児童に保護者があり負担能力があると考えられる場合は応分の負担を求める努力をしなければならない。

（奨学金の返還）

第14条 次の各号の場合に、奨学生は奨学金の返還をしなければならない。

- (1) 退学・留年・その他奨学生として不適当な行為を行った場合（高校生1/2、大学生全額）。
- (2) 選考委員会が必要と認めた場合。
- (3) 奨学金の内貸付部分については、卒業（大学・短期大学・専門学校）後に別に定めた金額を返還する。

（臨機の措置）

第15条 第5条の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、臨時申請を行うことができる。この場合においては、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な重要事項はその都度是川奨学財団理事会で協議のうえ決定する。